

仙台大学学則

第1章 総則

第1節 名称及び目的

(名称)

第1条 本学は、仙台大学と称する。

(目的)

第2条 本学は、体育・スポーツ、健康福祉、スポーツ栄養、スポーツ情報マスメディア、現代武道及び子ども運動教育に関する諸科学を教授研究し、当該分野における指導者としての専門的知識と技能を体得させるとともに、高い識見と広い視野とをもって、社会の指導的な役割を果し得る有能な人材を育成することを目的とする。

2 本学の設置する学部及び学部を設置する各学科における人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的は別表第1のとおりとする。

第2節 自己点検及び評価

(自己点検及び評価)

第2条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない。

2 自己点検及び評価に関し必要な事項は、学校教育法第93条第2項第3号の教育研究に関する重要な事項として学長が定めるもの(以下、本学則において「学長裁定」という。)として別に定める。

第3節 構成

(学部及び学科)

第3条 本学に体育学部を置き、体育学部に必要な学科を置く。

体育学科

健康福祉学科

スポーツ栄養学科

スポーツ情報マスメディア学科

現代武道学科

子ども運動教育学科

(大学院)

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規則は、理事会が別に定める。

第4節 附置機関等

(図書館)

第4条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は、学長裁定として別に定める。

(厚生施設)

第4条の2 本学に厚生施設として、健康管理センター等を置く。

2 健康管理センターの下に医療法上の診療所、学生相談室及びアスレティックトレーニング室を置く。

3 厚生施設に関する規程は、学長裁定として別に定める。

(その他附置機関)

第4条の3 本学にスポーツ健康科学研究実践機構、スポーツ局、学生支援センター及び国際交流センターを置く。

2 前項の各機関に関する規程は、学長裁定として別に定める。

第2章 学部学生

第1節 通則

(収容定員)

第5条 学生の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

体育学科	入学定員 300 名	編入学定員10 名 (3 年次)	収容定員	1,220 名
健康福祉学科	入学定員100 名	編入学定員20 名 (3 年次)	収容定員	440 名
スポーツ栄養学科	入学定員 80 名	編入学定員 8 名 (3 年次)	収容定員	336 名
スポーツ情報マスメディア学科	入学定員 40 名		収容定員	160 名
現代武道学科	入学定員 40 名	編入学定員10 名 (3 年次)	収容定員	180 名
子ども運動教育学科	入学定員 40 名		収容定員	160 名

(修業年限)

第6条 修業年限は、4 年とする。

(在学期間)

第7条 在学期間は、8 年を超えることができない。

(学年)

第8条 学年は、毎年4 月1 日に始まり、翌年3 月3 1 日に終る。

(学期)

第9条 学年を次の2 学期に分ける。

前期 4 月1 日から9 月1 5 日まで

後期 9 月1 6 日から翌年3 月3 1 日まで

2 前・後期の開始日等については、必要により変更することがある。

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

一 土曜日及び日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23 年法律第178 号）に規定する休日

三 本学創立記念日 5 月6 日

四 春季休業

五 夏季休業

六 冬季休業

- 2 前項第4号から第6号までの休業期間は、学長裁定として別に定める。
- 3 第1項の規定による休業日のほか、臨時休業に関してはその都度、学校教育法第93条第2項第3号に基づき教授会から意見を徴した(以下、本学則において、「教授会意見聴取」という。)うえで、学長裁定として学長が定める。
- 4 第1項の規定にかかわらず、教育上必要があると認められるときは、休業日に授業を行うことがある。

第2節 入学、再入学、転入学及び編入学

(入学時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、学校教育法第90条及び学校教育法施行規則第150条の規定に基づき、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定する者を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 その他、大学において相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願手続)

第13条 入学志願者は、本学指定の書類に、別に定める入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第14条 入学志願者に対しては、高等学校卒業程度の所定の入学試験を行い、その結果に基づいて入学者を選考する。

(再入学)

第15条 本学を退学した者で、再入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年

次に再入学を許可する。

(転入学及び編入学)

第16条 次の各号の一に該当する者で、本学に転入学又は編入学を願い出た者については、選考のうえ、転入学又は編入学を許可することがある。

- 一 他の大学の学生であって、その学長又は学部長の許可を得て本学に転入学を願い出た者
- 二 学位を有する者で、本学に編入学を願い出た者
- 三 短期大学、高等専門学校又はその他法令で定める学校の卒業者で、本学に編入学を願い出た者
- 四 専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者で、本学に編入学を願い出た者

(入学手続き及び入学許可)

第17条 入学、再入学、転入学又は編入学の選考に合格した者は、所定の期日までに誓約書、保証書及びその他の本学所定の書類を提出するとともに、入学金、授業料及びその他の学費を納入しなければならない。

- 2 学長は、前項に定める手続きを完了した者（学費の延納を許可された者及び学費の全部又は一部を免除された者を含む。）に入学、再入学、転入学又は編入学を許可する。

(保証人)

第18条 学生の保証人（以下「保証人」という。）は、その学生の在学中の一切の事項につき、連帯責任を負わなければならない。

- 2 保証人は、独立の生計を営む者二人とし、一人は保護者又はこれに準ずる者とする。
- 3 保証人が転籍、転居又は改姓したときは、直ちに届出なければならない。
- 4 保証人が死亡その他の事由によってその資格を失ったときは、新たに保証人を定め、直ちに所定の誓約書及び保証書を提出しなければならない。

(再入学者等に係る既修得の単位等の認定)

第19条 再入学、転入学又は編入学を許可された者の修得した授業科目、単位及び在学期間については、審査のうえ、その全部又は一部を認める。

(入学、再入学、転入学及び編入学)

第19条の2 この節に定める入学、再入学、転入学及び編入学に関しては、教授会意見聴取のうえ学長がこれを行う。

第3節 休学、復学、留学、退学及び除籍

(休学)

第20条 疾病その他の止むを得ない事由により、3ヶ月以上にわたり修学できない者は、その事由を明記し、保証人連署のうえ願い出て、休学することができる。また、修学することが適当でないと認められる者については、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第21条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合には、許可を得て引き続き休学することができる。

- 2 休学期間は、通算2年とする。

3 休学が3ヶ月以上にわたるときは、その期間は在学期間に算入しない。

(復学)

第22条 休学期間が満了した者は、届け出なければならない。

2 休学期間内にその事由が消滅した場合は、許可を得て復学することができる。

(転学)

第23条 (削除)

(留学)

第23条の2 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者があるときは、留学を許可することがある。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第35条に定める在学期間に含めることができる。

(退学)

第24条 退学しようとする者は、願い出て許可を得なければならない。

(除籍)

第25条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- 一 疾病その他の事故により、成業の見込みがないと認められた者
- 二 授業料その他本学規定の学費を滞納し、督促をうけても納付しない者
- 三 在学期間が8年を超える者
- 四 死亡又は長期にわたり行方不明の者
- 五 休学期間満了後、なお休学の延長、復学、退学の手続きを取らない者

2 前項第2号に該当し除籍となった者から除籍の取り消しの願い出があるときは、別に定めるところにしたがい、当該除籍を取り消すことができる。

(休学、復学、留学、退学の許可及び除籍)

第26条 この節に定める休学、復学、留学、退学、除籍及び除籍の取り消しは、教授会意見聴取のうえ学長裁定として学長が行う。

第4節 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び履修方法)

第27条 授業科目及び履修方法は、別表第2、第3、第4、第5、第6、第7、第8及び第9のとおりとする。

2 資格取得関連科目の履修方法は、学長裁定として別に定める。

(授業の方法)

第28条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 学長が教育上有益と認めるときは、教授会意見聴取のうえ学長裁定として前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 学長が教育上有益と認めるときは、教授会意見聴取のうえ学長裁定として第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第2項及び第3項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

5 第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位算定の基準)

第28条の2 各授業科目の単位算定の基準は次のとおりとする。

一 講義及び演習については、15時間の授業で1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間の授業で1単位とする。

(1年間の授業期間)

第29条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第30条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うことを原則とする。

(単位の授与)

第31条 授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の方法により単位を授与する。

2 成績の評価は、秀(100点～90点)、優(89点～80点)、良(79点～70点)、可(69点～60点)、不可(59点以下)の5段階で表し、秀、優、良、可を合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修単位)

第31条の2 学生が本学の定めるところにより、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位は、学長が教育上有益と認めるときは、教授会意見聴取のうえ学長裁定として本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

3 前2項の規定により修得した単位は、教授会意見聴取のうえ学長裁定として学長は60単位を限度として、本学において修得したものとみなし単位を与えることができる。

(大学以外の教育施設等における授業科目の履修単位)

第31条の3 学生が本学の定めるところにより行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が認める学修を、学長が教育上有益と認めるときは、教授会意見聴取のうえ学長裁定として本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第3項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第32条 学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(他大学において科目等履修生として修得した単位を含む。)を学長が教育上有益と認めるときは、教授会意見聴取のうえ学長裁定として本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

2 学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が認める学修を、学長が教育上有益と認めるときは、教授会意見聴取のうえ学長裁定として本学における授業科目の履修とみなし単位を与える。

3 前2項により修得したものとみなし、与えることのできる単位数は、編入学、転入学

等の場合を除き、合わせて60単位を超えないものとする。

(教育職員免許状の取得)

第33条 教育職員免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき本学が定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学で取得資格を得ることのできる教育職員免許状の種類は、中学校教諭一種普通免許状(保健体育)、高等学校教諭一種普通免許状(保健体育)、高等学校教諭一種普通免許状(福祉)、特別支援学校教諭一種普通免許状(知的障害者に関する教育の領域・肢体不自由者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域)、養護教諭一種普通免許状、栄養教諭二種普通免許状、幼稚園教諭一種普通免許状及び高等学校教諭一種普通免許状(情報)とする。

3 教育職員免許状取得に関する履修規程は、学長裁定として別に定める。

第34条 この節に定めるもののほか、介護福祉士養成等の教育課程及び履修方法等に関する規程は、学長裁定として別に定める。但し、理事会承認を得る必要がある場合は、この限りではない。

第5節 卒業及び学位授与

(卒業)

第35条 4年以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、次に定める単位以上を修得した者については、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

体育学科	124単位
健康福祉学科	124単位
スポーツ栄養学科	124単位
スポーツ情報マスメディア学科	124単位
現代武道学科	124単位
子ども運動教育学科	124単位

(学位授与)

第36条 卒業を認定した者に対して、次に定める学位を授与する。

体育学科	学士(体育学)
健康福祉学科	学士(健康福祉学)
スポーツ栄養学科	学士(スポーツ栄養学)
スポーツ情報マスメディア学科	学士(スポーツ情報マスメディア学)
現代武道学科	学士(現代武道学)
子ども運動教育学科	学士(子ども運動教育学)

(卒業の認定及び学位の授与)

第36条の2 この節に定める卒業認定及び学位授与に関しては、教授会意見聴取のうえ学長がこれを行う。

第6節 賞罰

(表彰)

第37条 学長は、学生の行為について、教授会意見聴取のうえ学長裁定として表彰する

ことがある。

(懲戒)

第 38 条 学生がその本分に背いた行為をしたときには、学長が教授会意見聴取のうえ学長裁定としてこれを懲戒処分に付することがある。

2 懲戒の種類は、次の4種とする。

けん責

謹慎

停学

退学

3 前項の退学は、次に定めるところによる。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当の理由がなくて出席が常でない者

四 本学及び社会の秩序を乱し、その他別に定める本学学生としての本分に反した者

4 懲戒に関する手続きは、学長裁定として別に定める。

第 7 節 (削除)

(厚生)

第 39 条 (削除)

(保健)

第 40 条 (削除)

(学生相談)

第 41 条 (削除)

第 8 節 入学金、授業料及びその他の費用

(入学金、授業料等)

第 42 条 入学金、授業料等本学の学費並びにその金額（年額）及び納入方法は、次のとおりとする。

一 入学金 250,000円（入学時のみ）

二 授業料 780,000円

三 施設設備費 330,000円

四 実験実習教具教材費 80,000円

2 入学試験に合格し、入学手続を行う場合は、原則として前項に定める学費を一括して納入するものとする。

3 授業料、施設設備費及び実験実習教具教材費は、本人の願い出により、4月及び10月の2期に分納することができる。

4 止むを得ない事情があると認められる者は、その事由を明記し、願い出ることにより、学長が学費の延納を許可することがある。

(学費の免除)

第 43 条 人物、競技、学業成績が極めて優秀な者その他特に必要と認めた者について特

に学費の全部又は一部を免除することがある。

2 前項に規定する学費の免除の取扱いについては、学長裁定として別に定める。

(休学期間の学費)

第44条 休学期間が、その全期間にわたる場合に限って、その期の学費を徴収しない。

2 休学期間の中途において復学する者については、その期の学費を徴収する。

(退学した者の学費)

第45条 学期途中において、退学又は除籍された者は、その期の学費を納入しなければならない。

(既納の学費)

第46条 既納の学費は、理由の如何を問わず一切返還しない。ただし、止むを得ない理由で所定の手続により、入学辞退を申し出た者に対しては、学長裁定として別に定めるところにより入学金以外の授業料等を返還することがある。

第3章 職員組織

第1節 職員組織

(職員組織等)

第47条 本学に学長、学部長、教員（教授、准教授、講師、助教、助手（グリーンテクニシャン））、新助手、事務職員、司書及びその他の職員を置く。

2 職員の服務に関する規程は、理事会が別に定める。

第2節 教授会

(設置)

第48条 学校教育法第93条の規定に基づき、本学に教授会を置く。

(構成)

第49条 教授会の構成は、学長が教授会意見聴取のうえ学長裁定として定める。

(審議事項)

第50条 (削除)

(教授会運営)

第51条 学校教育法第93条第2項、同第3項に基づき、教授会審議その他、教授会の運営に関しては、学長裁定として別に定める。

第3節 (削除)

(学生支援)

第52条 (削除)

(国際交流)

第53条 (削除)

第4章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び長期履修学生

第1節 研究生

(研究生)

- 第54条** 大学（外国の大学を含む）を卒業した者、又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者が、本学において特定の専門事項を研究することを願い出た場合には、教授会意見聴取のうえ学長裁定として、学長が研究生として入学を許可することがある。
- 2 研究生に関する規程は、学長裁定として別に定める。

第2節 科目等履修生

（科目等履修生）

- 第55条** 高等学校を卒業した者、又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者が、本学において開設する1又は複数の授業科目を履修することを願い出た場合には、教授会意見聴取のうえ学長裁定として、学長が科目等履修生として入学を許可することがある。
- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第31条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生に関する規程は、学長裁定として別に定める。

第3節 特別聴講学生

（特別聴講学生の受入）

- 第55条の2** 他の大学等に在学する学生が、当該他の大学等との協定に基づき、本学の授業科目の履修及び単位の修得を願い出たときは、教授会意見聴取のうえ学長裁定として、学長が特別聴講学生として入学を許可することがある。
- 2 特別聴講学生に対する単位の授与については、第31条の規定を準用する。
- 3 特別聴講学生に関する規程は、学長裁定として別に定める。

（特別聴講学生の派遣）

- 第55条の3** 本学に在学する学生が、当該他の大学等との協定に基づき、他の大学等の授業科目の履修及び単位の修得を願い出たときは、教授会意見聴取のうえ学長裁定として、学長が特別聴講学生として派遣を許可することがある。
- 2 特別聴講学生に対する単位の授与については、当該他の大学等で定める規定によるものとする。
- 3 特別聴講学生に関する本学の規程は、学長裁定として別に定める。

第4節 外国人留学生

（外国人留学生）

- 第55条の4** 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、教授会意見聴取のうえ学長裁定として、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 第42条の規定にかかわらず、外国人留学生入学金、授業料等本学の学費の金額（年額）及び納入方法は、学長裁定として別に定める。
- 3 外国人留学生に関する必要事項は、学長裁定として別に定める。

第5節 長期履修学生

（長期履修学生）

第55条の5 職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを願い出た者については、教授会意見聴取のうえ学長裁定として、学長がこれを許可することがある。

2 第6条、第7条、第42条の規定にかかわらず、長期履修学生の修業年限、在学期間、学費の金額（年額）及び納入方法は、学長裁定として別に定める。

3 長期履修学生に関する必要事項は、学長裁定として別に定める。

第5章 公開講座

（公開講座）

第56条 社会人の教養を高め、生涯学習に資するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する規程は、学長裁定として別に定める。

第6章 学則の改廃

（学則の改廃）

第57条 この学則の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

2 この学則の第28条（別表1、2-1、2-2、3）第29条第1項及び第40条は、昭和49年度入学生より施行する。

附 則

1 この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

2 この学則の第40条の在学生に対する適用は、同条の規定中「授業料」を次のとおりとする。

昭和48年度生	150,000円
---------	----------

昭和49年度入学生及び昭和50年度生	170,000円
--------------------	----------

附 則

1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

2 この学則の第40条の在学生に対する適用は、同条の規定中「授業料」及び「施設費」を次のとおりとする。

昭和48年度以前入学生	授業料	51年度授業料+20,000円
-------------	-----	-----------------

	施設費	20,000円
--	-----	---------

昭和49年度入学生及び昭和50年度入学生		
----------------------	--	--

	授業料	190,000円
--	-----	----------

	施設費	20,000円
--	-----	---------

昭和 5 1 年度入学生	授業料	6 0 , 0 0 0 円
	施設費	2 0 , 0 0 0 円

附 則

この学則は、昭和 5 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 5 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の第 2 0 条別表の在学生に対する適用は、従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の第 4 0 条の在学生に対する適用は、従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この学則の第 1 3 条の入学検定料は、昭和 5 9 年入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 6 1 年度から昭和 7 4 年度までの間、第 5 条の規定にかかわらず入学定員は、2 5 0 名とし、総収容定員は、1 , 0 0 0 名とする。

附 則

- 1 この学則は、昭和 6 1 年 1 1 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 6 1 年 1 0 月 3 1 日に在学する者に係る在学中の施設費及び授業料の額は、改正後の第 4 0 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以後において、転学又は編入学する者に係る施設費及び授業料の額は、改正後の第 4 0 条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、昭和 6 2 年 1 1 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 6 2 年 1 0 月 3 1 日に在学する者に係る在学中の施設費及び授業料の額は、改正後の第 4 0 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以後において、転学又は編入学する者に係る施設費及び授業料の額は、改正後の第 4 0 条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 63 年 3 月 31 日に在学する者の授業科目の種類及び単位数は、改正後の第 28 条の別表及び第 29 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、社会教育専門科目の履修については、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、昭和 63 年 11 月 2 日から施行する。
- 2 昭和 63 年 11 月 1 日に在学する者に係る在学中の授業料の額は、改正後の第 40 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行日以後において、転学又は編入学する者に係る授業料の額は、改正後の第 40 条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、平成元年 11 月 2 日から施行する。
- 2 平成元年 11 月 1 日に在学する者に係る在学中の授業料及び実験実習教具教材費の額は、改正後の第 40 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、学費目中「施設費」は、授業料に統合した額をもって授業料とする。
- 3 この学則の施行の日以後において、転学または編入学する者に係る授業料及び実験実習教具教材費の額は、改正後の第 40 条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 29 条第 3 項の規定は、平成元年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 2 年 3 月 31 日に在学する者の授業科目及び単位数並びに履修単位は、改正後の第 28 条の「別表 1 の注 2、3」「別表 2 の 1」「別表 3」及び第 29 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 2 年 10 月 27 日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日に在学する者に係る授業料及び実験実習教具教材費の額は、改正後の第 40 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以後において、再入学、転入学及び編入学をした者に係る授業料及び実験実習教具教材費の額は、改正後の第 40 条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

この学則は、平成 3 年 12 月 6 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 4 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条及び第 32 条の規定

は、施行日の前日に在学する者、並びに施行日以後に再入学、転入学又は編入学した者に対する適用は、従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成5年5月24日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日に在学する者に係る授業料及び実験実習教具教材費の額は、改正後の第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以後において、再入学、転入学及び編入学をした者に係る授業料及び実験実習教具教材費の額は、改正後の第41条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
ただし、第5条の規定にかかわらず平成7年度から平成11年度までの体育学科の入学定員は、225名とし、収容定員は、次のとおりとする。

平成7年度	975人
平成8年度	950人
平成9年度	925人
平成10年度及び平成11年度	900人

- 2 この学則の第41条の入学金の額は、平成7年度に入学する者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成7年12月6日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以後において、再入学、転入学及び編入学をした者に係る授業料の額は、改正後の第41条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以後において、再入学、転入学及び編入学をした者に係る授業料の額は、改正後の第41条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この学則の第5条の規定にかかわらず、平成12年度の収容定員は次のとおりとする。

体育学科 入学定員 225 名 収容定員 900 名

健康福祉学科 入学定員 60 名 編入学定員 20 名(3 学年次) 収容定員 260 名

3 この学則の第 27 条は、平成 12 年度入学生より適用する。なお、この学則の第 27 条の規定にかかわらず、平成 11 年度以前から在学する者、並びに平成 12 年度以降に再入学、転入学又は編入学する者については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

4 この学則の第 33 条は、平成 12 年度入学生より適用する。なお、この学則の第 33 条の規定にかかわらず、平成 11 年度以前から在学する者、並びに平成 12 年度以降に再入学、転入学又は編入学する者については、従前の規定によるものとし、同条第 2 項に定める教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

中学校教諭一種普通免許状（保健体育）

高等学校教諭一種普通免許状（保健体育）

5 この学則の第 35 条は、平成 12 年度入学生より適用する。なお、この学則の第 35 条の規定にかかわらず、平成 11 年度以前から在学する者、並びに平成 12 年度以降に再入学、転入学又は編入学する者については、従前の規定によるものとし、同条に定める単位数は次のとおりとする。

体育学科 124 単位

健康福祉学科 133 単位

附 則

1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の第 5 条の規定にかかわらず、平成 13 年度の収容定員は次のとおりとする。

体育学科 収容定員 900 名

健康福祉学科 収容定員 320 名

介護福祉専攻 200 名

健康福祉専攻 120 名

3 この学則の第 27 条及び第 33 条は、平成 13 年度入学生より適用する。なお、この規定にかかわらず、平成 12 年度以前から在学する者、並びに平成 14 年度以前の再入学生、転入学生又は編入学生については、一部の資格又は科目を除き従前の規定によるものとする。

附 則

1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の第 27 条及び第 33 条は、平成 15 年度入学生より適用する。なお、この規定にかかわらず、平成 14 年度以前から在学する者、並びに平成 16 年度以前の編入学生については、一部の資格又は科目を除き従前の規定によるものとする。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の第 27 条及び第 33 条は、平成 17 年度入学生より適用する。なお、この

規定にかかわらず、平成１６年度以前から在学する者、並びに平成１８年度以前の編入学生については、一部の資格又は科目を除き従前の規定によるものとする。

附 則

この学則は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成１９年４月１日から施行する。
- 2 この学則の第２７条及び第３５条は、平成１９年度入学生より適用する。

附 則

この学則は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この学則は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この学則は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成２３年４月１日から施行する。
- 2 この学則の第５条の規定にかかわらず、平成２３年度から２５年度までの収容定員は次のとおりとする。

運動栄養学科

平成２３年度	２７６名
平成２４年度	２９６名
平成２５年度	３１６名

現代武道学科

平成２３年度	３０名
平成２４年度	６０名
平成２５年度	１００名

- 3 この学則の第２７条は、平成２３年度入学生より適用する。なお、この規定にかかわらず、平成２４年度以前の編入学生については、一部の資格又は科目を除き従前の規定によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成２４年４月１日から施行する。
- 2 この学則の第２７条は、平成２４年度入学生より適用する。なお、この規定にかかわらず、平成２３年度以前から在学する者、並びに平成２５年度以前の編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成２５年４月１日から施行する。
- 2 この学則の第２７条は、平成２５年度入学生より適用する。なお、平成２４年度以前から在学する者、並びに平成２６年度以前の編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

附 則

この学則は、平成２６年学校教育法改正に伴い、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この学則の第5条の規定にかかわらず、平成28年度から30年度までの収容定員は次のとおりとする。

現代武道学科

平成28年度	150名
平成29年度	160名
平成30年度	170名

- 3 この学則の第27条は、平成28年度入学生より適用する。なお、平成27年度以前から在学する者、並びに平成29年度以前の編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この学則の第5条の規定にかかわらず、平成29年度から31年度までの収容定員は次のとおりとする。

子ども運動教育学科

平成29年度	40名
平成30年度	80名
平成31年度	120名

- 3 この学則の第27条は、平成29年度入学生より適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この学則の第5条の規定にかかわらず、平成30年度から32年度までの収容定員は次のとおりとする。

体育学科

平成30年度	1,070名
平成31年度	1,120名
平成32年度	1,170名

- 3 この学則の第27条は、平成30年度入学生より適用する。なお、平成29年度以前から在学する者、並びに平成31年度以前の編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則の第27条は、平成31年度入学生より適用する。なお、平成30年度以前から在学する者、並びに平成31年度編入学者及び平成30年度入学者の3年次に編入する者については、「特別支援教育論（児童生徒）」、「総合的な学習の時間」論を除き従前の規定によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 この学則の第27条は、令和2年度入学生より適用する。なお、令和元年度以前から在学する者、並びに令和3年度以前の編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。
- 3 この学則の施行の日の前日に在学する者に係る授業料等の額は、改正後の第42条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則の施行の日以後において、再入学、転入学及び編入学をした者に係る授業料等の額は、改正後の第42条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第27条第1項に定める改正後の別表（別表第8を除く。以下同じ。）の規定は、令和3年度入学生から適用する。
- 3 令和2年度以前の入学生及び令和4年度以前の編入学生については、第27条第1項に定める改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 再入学生及び転入学生については、第27条第1項に定める改正後の別表の規定にかかわらず、これらの学生の属する年次の在学者の取り扱いと同様とする。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第27条第1項に定める改正後の別表（別表第8、第9を除く。以下同じ。）の規定は、令和4年度入学生から適用する。
- 3 令和3年度以前の入学生及び令和3年度以前の編入学生については、第27条第1項に定める改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 再入学生及び転入学生については、第27条第1項に定める改正後の別表の規定にかかわらず、これらの学生の属する年次の在学者の取り扱いと同様とする。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第27条第1項に定める改正後の別表（別表第8、第9を除く。以下同じ。）の規定は、令和5年度入学生から適用する。
- 3 令和4年度以前の入学生及び令和4年度以前の編入学生については、第27条第1項に定める改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 再入学生及び転入学生については、第27条第1項に定める改正後の別表の規定にかかわらず、これらの学生の属する年次の在学者の取り扱いと同様とする。

附 則

- 1 この規程は令和6年4月1日から施行する。
- 2 この学則の第27条及び第33条は、令和6年度入学生より適用する。なお、この規定にかかわらず、令和5年度以前から在学する者、並びに令和7年度以前の編入学生については、一部の資格又は科目を除き従前の規定によるものとする。

学部及び各学科の人材養成の目的等

学部・学科	人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的
体育学部	体育・スポーツ及び健康分野に関する学修と科学的な教授研究を通して、今日的なグローバル化の視点に立った教養を供え、人間性豊かな行動規範を培い、体育・スポーツ、健康増進に関わる指導や支援に関する専門的知見・技術を身につけた有能な指導者並びに優秀な競技者を養成することにより、広く社会に貢献することを教育研究上の目的とする。また、体育学部が設置する各学科の人材養成の目的は、以下のとおりである。
体育学科	体育・スポーツの普及や振興並びにスポーツ選手の競技力向上に対する多様なニーズに応え得るスポーツコーチング、スポーツトレーナー、スポーツマネジメントに関する専門的知識や技能、判断能力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
健康福祉学科	子どもから高齢者、障害児・者、生活習慣病のある人全ての健康増進に必要な健康と福祉及びスポーツに関する深い知識と技術を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
栄養スポーツ学科	すべての人の健康増進やスポーツ選手の競技力向上に必要な運動・スポーツと栄養に関する深い知識と技術を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
スポーツ情報メディア学科	情報倫理、情報社会、情報科学、マルチメディア等の情報に関する知識や技術を基盤として、スポーツ現場におけるスポーツ情報の戦略的な活用や迅速かつ効果的な収集、分析、共有管理等を通じて、メディアの特性を踏まえた適切な情報の加工、表現、発信等、スポーツとメディアに関する深い知識と技術、円滑な人間関係を構築する力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
現代武道学科	武道教育と武道の応用展開としての社会の安全・安心の確保に関する専門的な知識、技術を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
子ども運動教育学科	幼児期の子どもの運動遊びの支援・助長に関する知識と感性を理論的・実践的に学ぶことを通して、子どもの発育発達に係る能力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。

スポーツ情報マスメディア学科授業科目及び単位数

1. 基礎科目

授 業 科 目		種別	単位数	必修選択の別		備 考
教養基礎科目	導入演習	演習	2	必	修	
	情報処理	演習	2	必	修	
	学習基礎教養演習	演習	2	必	修	
	総合英語A(含外国語コミュニケーション)	演習	1	必	修	
	総合英語B(含外国語コミュニケーション)	演習	1	必	修	
	総合英語C(含外国語コミュニケーション)	演習	1	必	修	
	総合英語D(含外国語コミュニケーション)	演習	1	必	修	
教養展開科目	スポーツと哲学	講義	2	選	択	3分野から1科目以上 計6単位以上選択必修 人文分野
	スポーツと現代思想	講義	2	選	択	
	心理学概論	講義	2	選	択	
	人の心と行動	講義	2	選	択	
	ことばと人間A	講義	2	選	択	
	ことばと人間B	講義	2	選	択	
	クリケットの発展から見える世界史とその実際	講義	2	選	択	
	日本の文化Ⅰ	講義	2	選	択	
	日本の文化Ⅱ	講義	2	選	択	社会分野
	社会学概論	講義	2	選	択	
	社会構造と人間関係	講義	2	選	択	
	消費経済とスポーツ	講義	2	選	択	
	世界経済・日本経済とスポーツ	講義	2	選	択	
	法学	講義	2	選	択	
	歴史学入門	講義	2	選	択	
	歴史と人間	講義	2	選	択	自然分野
	生物科学	講義	2	選	択	
	エコロジー概論	講義	2	選	択	
	教養数学	講義	2	選	択	
	自然災害と人間	講義	2	選	択	「認定」科目
	体育系大学の基礎教養	講義	2	必	修	
	仙台大学の専門教養演習Ⅰ	演習	2	必	修	
	仙台大学の専門教養演習Ⅱ	演習	2	必	修	
	仙台大学の専門教養演習Ⅲ	演習	2	選	択	
海外文化科目	スポーツに何故英語が必要か	演習	2	選	択	
	英会話A	演習	2	選	択	
	英会話B	演習	2	選	択	
	英会話C	演習	2	選	択	
	スポーツ&イングリッシュ	演習	2	選	択	
	就職のための英語	演習	2	選	択	
	ロシア語Ⅰ	演習	2	選	択	
	ロシア語Ⅱ	演習	2	選	択	
	中国語Ⅰ	演習	2	選	択	
	中国語Ⅱ	演習	2	選	択	
	韓国語Ⅰ	演習	2	選	択	
	韓国語Ⅱ	演習	2	選	択	
	ドイツ語Ⅰ	演習	2	選	択	
	ドイツ語Ⅱ	演習	2	選	択	
	日本語Ⅰ	演習	2	選	択	
	日本語Ⅱ	演習	2	選	択	
	日本語Ⅲ	演習	2	選	択	
	日本語Ⅳ	演習	2	選	択	
人生設計科目	キャリアプランニングⅠ	講義	2	必	修	「認定」科目
	キャリアプランニングⅡ	講義	2	必	修	
	キャリアプランニングⅢ	講義	2	必	修	

注 1) 基礎科目は、教養基礎科目10単位、教養展開科目12単位以上及び人生設計科目6単位の計28単位以上を修得しなければならない。

2) 基礎科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

3) 単位互換科目として、放送大学及び学都仙台コンソーシアムが提供する科目を履修し単位を修得した場合、教養展開科目の単位修得として認定する。(詳細は規程等参照)

2. 専門基礎科目

授 業 科 目		種別	単位数	必修 選択の別	備 考
講 義	体育原理	講義	2	必修	4単位以上 選択必修
	解剖・生理学	講義	2	必修	
	スポーツ心理学	講義	2	必修	
	スポーツ指導の基礎(含実習)	講義	2	必修	
	スポーツ社会学	講義	2	選択	
	スポーツ経営学	講義	2	選択	
	スポーツバイオメカニクス	講義	2	選択	
	運動生理学	講義	2	選択	
	スポーツ史	講義	2	選択	
	コンピュータ概論	講義	2	必修	
	情報倫理	講義	2	必修	
	スポーツ観戦論	講義	2	必修	
	映像基礎演習(含実習)	演習	2	必修	
	文章基礎演習(含実習)	演習	2	必修	
	CG基礎演習(含実習)	演習	2	必修	
	ヒューマンリレーション演習	演習	2	必修	
	社会統計学Ⅰ	講義	2	必修	
	メディア学概論	講義	2	必修	
	スポーツパフォーマンス分析概論	講義	2	必修	
実 技	体カトレーニング	実技	1	必修	
	陸上競技	実技	1	選択	
	器械運動	実技	1	選択	
	水泳	実技	1	選択	
	バレーボール	実技	1	選択	
	テニス	実技	1	選択	
	バドミントン	実技	1	選択	
	卓球	実技	1	選択	
	バスケットボール	実技	1	選択	
	ハンドボール	実技	1	選択	
	サッカー	実技	1	選択	
	ラグビー	実技	1	選択	
	柔道	実技	1	選択	
	剣道	実技	1	選択	
	ダンスⅠ	実技	1	選択	
	海浜実習	実技	1	選択	
	スキーⅠ	実技	1	選択	
	キャンプ	実技	1	選択	
	スケート	実技	1	選択	

注 1) 専門基礎科目は、講義及び実技科目について、計36単位以上を修得しなければならない。

2) 専門基礎科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

3. 発展科目

授 業 科 目		種別	単位数	必修 選択の別	備 考
選 択 科	スポーツ情報戦略論演習	演習	2	選択	
	スポーツパフォーマンス分析演習	演習	2	選択	
	スポーツパフォーマンス分析実習Ⅰ	実習	1	選択	
	スポーツパフォーマンス分析実習Ⅱ	実習	2	選択	
	メディアとジャーナリズム	講義	2	選択	
	スポーツ取材・報道演習	演習	2	選択	
	コンテンツ制作演習	演習	2	選択	
	メディア応用実習Ⅰ	実習	1	選択	
	メディア応用実習Ⅱ	実習	2	選択	
	情報社会論	講義	2	必修	
	情報と職業	講義	2	必修	
	プログラミング演習(含実習)	演習	2	必修	
	データ構造とアルゴリズム	講義	2	選択	
	情報通信ネットワーク論	講義	2	選択	
	情報通信ネットワーク演習(含実習)	演習	2	選択	

目	情報システム論	講義	2	選	択
	情報システム演習(含実習)	演習	2	選	択
	スポーツ起業論	講義	2	選	択
	社会統計学Ⅱ	講義	2	選	択
	卒業研究Ⅰ	演習	2	必	修
	卒業研究Ⅱ	演習	4	必	修

注 1) 発展科目は、20単位以上を修得しなければならない。

2) 発展科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

4. 応用科目

授 業 科 目	種別	単位数	必修 選 択 の 別	備 考
日本国憲法	講義	2	選 択	
学生アスリートのための社会人基礎力	講義	2	選 択	
スポーツ医学概論	講義	2	選 択	
スポーツ計量学	講義	2	選 択	
運動学(含運動方法学)	講義	2	選 択	
運動障害救急法(含実習)	講義	2	選 択	
衛生・公衆衛生学	講義	2	選 択	
スポーツ栄養学	講義	2	選 択	
学校保健学	講義	2	選 択	
アスリート育成論	講義	2	選 択	
スポーツマーケティング論	講義	2	選 択	
スポーツビジネス論	講義	2	選 択	
地域スポーツ論	講義	2	選 択	
企業スポーツ論	講義	2	選 択	
スポーツ政策論	講義	2	選 択	
レジャー・レクリエーション論	講義	2	選 択	
レクリエーション支援論	講義	2	選 択	
体操(含体づくり運動)	実技	1	選 択	
レクリエーション実技Ⅰ	実技	1	選 択	
レクリエーション実技Ⅱ	実技	1	選 択	
エアロビックダンス	実技	1	選 択	
ニュー・ゲームズ	実技	1	選 択	
ソフトボール	実技	1	選 択	
野球	実技	1	選 択	
新体操	実技	1	選 択	
ダンスⅡ	実技	1	選 択	
ゴルフ	実技	1	選 択	
スキーⅡ	実技	1	選 択	
マリンスポーツⅠ	実技	1	選 択	
マリンスポーツⅡ	実技	1	選 択	
社会調査法Ⅰ	講義	2	選 択	
社会調査法Ⅱ	講義	2	選 択	
社会調査演習	演習	2	選 択	
社会調査実習	実習	2	選 択	
スポーツコーチング演習Ⅰ	演習	2	選 択	
スポーツコーチング演習Ⅱ	演習	2	選 択	
スポーツコーチング概論	講義	2	選 択	
インターンシップA	実習	2	選 択	
インターンシップB	実習	2	選 択	
インターンシップC	実習	2	選 択	
インターンシップD	実習	2	選 択	
教育の基礎理論A	講義	2	選 択	
教育の心理	講義	2	選 択	
教育の制度A	講義	2	選 択	
教育課程論	講義	2	選 択	
保健体育科教育論Ⅰ	講義	2	選 択	
保健体育科教育論Ⅱ	講義	2	選 択	
保健体育科教育論Ⅲ	講義	2	選 択	
保健体育科教育論Ⅳ	講義	2	選 択	
情報科教育論Ⅰ	講義	2	選 択	
情報科教育論Ⅱ	講義	2	選 択	

教育方法論 A (ICT活用含む)	講義	2	選	択	
教育相談	講義	2	選	択	
生涯学習概論 A	講義	2	選	択	
生涯学習概論 B	講義	2	選	択	
社会教育経営論 A	講義	2	選	択	
社会教育経営論 B	講義	2	選	択	
社会教育演習	演習	2	選	択	
社会教育実習	実習	2	選	択	
教育社会学	講義	2	選	択	
生涯学習支援論	講義	2	選	択	
データサイエンス I	講義	2	選	択	
データサイエンス II	講義	2	選	択	
データ処理の基礎	講義	2	選	択	
ボランティア活動実践 A	実習	1	選	択	「認定」科目
ボランティア活動実践 B	実習	1	選	択	
ボランティア活動実践 C	実習	1	選	択	
ボランティア活動実践 D	実習	1	選	択	
海外短期研修 A	実習	1	選	択	「認定」科目
海外短期研修 B	実習	1	選	択	
海外短期研修 C	実習	1	選	択	
海外短期研修 D	実習	1	選	択	

注 1) 応用科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

2) 社会調査演習及び社会調査実習を履修することができるのは、社会調査法 I・II の単位を履修した者に限る。

3) 生涯学習概論 B、社会教育経営論 A・B 及び社会教育演習を履修することができるのは、生涯学習概論 A の単位を修得した者に限る。

教職課程の履修等に関する規程〈スポーツ情報マスメディア学科〉

(令和6年度入学生用)「24番代」

(趣旨)

第1条 仙台大学学則第33条の規定に基づき、教育職員免許状を取得する資格を得るための教職課程及びその履修方法、その他の必要事項については、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が定める。

(免許状の取得資格、免許状の種類)

第2条 スポーツ情報マスメディア学科の卒業の要件を満たし、かつ本規程に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は、次の教育職員免許状を取得する資格を得ることができる。

中学校教諭一種普通免許状(保健体育)

高等学校教諭一種普通免許状(保健体育)

高等学校教諭一種普通免許状(情報)

(教育課程及び履修方法)

第3条 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)及び高等学校教諭一種普通免許状(保健体育)を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第1の定めるところによる。

2 高等学校教諭一種普通免許状(情報)を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表2の定めるところによる。

(教育実習)

第4条 教育実習(事前事後指導を除く)は原則として、4年次で、かつ学長決定事項として、履修を認めた者を対象として学長がこれを行う。

なお、特別の事情がある者で、学長決定事項として、学長の命により教職支援センター企画運営委員会がそれを認めた場合は、3年次において履修することができる。

2 教育実習における教育実習校は、学長決定事項として、学長の命により教職支援センター企画運営委員会が定める。

3 教育実習に必要な書類は、本学所定のものによる。教育実習に要する経費は学生の負担とする。

(介護等体験)

第5条 中学校教諭一種普通免許状(保健体育)を取得する資格を得るためには、7日間の介護等体験を行わなければならない。但し、特別支援学校での教育実習又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めた受入施設での介護実習等を行い、その単位を修得した者は、介護等体験を要しない。

(免許状の交付)

第6条 本規程の定めるところにより教育職員免許状の取得資格を得た者については、その者の申請に基づき、各都道府県教育委員会から当該免許状が交付される。

(その他)

第7条 教育実習に関する手続き等については、学長決定事項として、学長の命により教職支援センター企画運営委員会が定める。

(他規程の準用)

第8条 第3条に定める授業科目の履修手続き、試験及び成績等については、「仙台大学教育課程及び履修方法等に関する規程〈スポーツ情報マスメディア学科〉」を準用する。

(規程の改廃)

第9条 この規程は、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が改廃する。

(附 則)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 31 年 3 月 31 日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 6 年 3 月 3 1 日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

別表第1（第3条「中学校・高等学校教諭」〈保健体育〉関係）

教職免許法施行規則 に定める科目区分			左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のため の履修科目の必修・選択区分	注
			授 業 科 目 名	履修年次及び単位数				
				学年	必修	選択		
① 教科及び教科の指導法に関する科目	(1)教科に関する専門事項	(1) 体育実技	体カトレーニング	1	1		必修	
		体操（含体づくり運動）	1		1	必修		
		陸上競技	1		1	必修		
		サッカー	2		1	} 1科目以上選択必修		
		バスケットボール	2		1			
		ハンドボール	2		1			
		ラグビー	2		1			
		テニス	1		1	} 1科目以上選択必修		
		バレーボール	1		1			
		バドミントン	1		1			
		卓球	1		1			
		ソフトボール	3		1	} 1科目以上選択必修		
		野球	3		1			
		柔道	1		1	} 1科目以上選択必修		
		剣道	1		1			
		ダンスⅠ	1		1	必修		
		海浜実習	1		1	選択		
		スキーⅠ	1		1	選択		
		キャンプ	1		1	選択		
		スケート	1		1	選択		
		レクリエーション実技Ⅰ	1		1	選択		
		新体操	2		1	選択		
	(2)「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	体育原理	1	2		必修		
		スポーツ経営学	1		2	必修		
		スポーツ社会学	1		2	必修		
		スポーツ心理学	1	2		必修		
運動学（含運動方法学）		2		2	必修			
スポーツバイオメカニクス		2	2		必修			
スポーツ史		3	2		必修			
(3)生理学（運動生理学を含む。）	解剖・生理学	1		2	必修			
	運動生理学	2	2		必修			
	スポーツ医学概論	1		2	必修			
(4)衛生学及び公衆衛生学	衛生・公衆衛生学	2		2	必修			
	(5)学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	運動障害救急法（含実習）	2		2	必修		
学校保健学		3		2	必修			
(2)各教科の指導法	保健体育科教育論Ⅰ	2		2	必修			
	保健体育科教育論Ⅱ	3		2	必修			
	保健体育科教育論Ⅲ	3		2	必修			
	保健体育科教育論Ⅳ	3		2	必修			
② 教育の基礎的理解に関する科目	(1)教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 2単位	教育の基礎理論A	2		2	必修		
	(2)教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 2単位	教職論A	1		2	必修	○	
	(3)教育に関する社会的制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 2単位	教育の制度A	2		2	必修		
	(4)幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 2単位	教育の心理	2		2	必修		
	(5)特例の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解 2単位	特別支援教育論（児童生徒）	3		2	必修		
	(6)教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 2単位	教育課程論	3		2	必修		

教職免許法施行規則 に定める科目区分		左記に対応する本学開講科目				備 考 ※教育職員免許状取得のため の履修科目の必修・選択区分	注
		授 業 科 目 名	履修年次及び単位数				
			学年	必修	選択		
③ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び 生徒指導、教育相談等に関する科目	(1) 道徳の理論及び指導法 中学 2 単位	道徳教育論	3		2	中学のみ必修	○
	(2) 総合的な学習の時間の指導法 2 単位	「総合的な学習の時間」論	3		2	必修	
	(3) 特別活動の指導法 2 単位	特別活動論	2		2	必修	○
	(4) 教育の方法及び技術(情報機器 及び教材の活用を含む。) 2 単位	教育方法論 A (ICT活用含む)	3		2	必修	
	(5) 生徒指導の理論及び方法	生徒指導論 A (含進路指導及びキャ リア教育の理論及び方法)	3		2	必修	○
	(6) 進路指導及びキャリア教育の理 論及び方法 2 単位						
	(7) 教育相談(カウンセリングに関 する基礎的な知識を含む。)の理論 及び方法 2 単位	教育相談	2		2	必修	
④ 教育実践に関 する科目	(1) 教育実習 中学 5 単位 高校 3 単位	教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ 教育実習Ⅲ 教育実習Ⅳ	3・4 3 4 4		1 2 2 4	必修 事前事後指導 ┌ 中学は 4 単位選択必修 └ 高校は 2 単位選択必修	○ ○ ○ ○
	(2) 教職実践演習 2 単位	教職実践演習 (中・高)	4		2	必修	○
⑤ 大学が独自に設定する科目	中学 4 単位 高校12単位	道徳教育論 教職総合演習	3 3		2 2	高校のみ選択 選択 「大学が独自に設定する科 目」の選択科目又は最低修 得単位を超えて履修した 「教科及び教科の指導法に 関する科目」又は「教育の基 礎的理解に関する科目」「道 徳、総合的な学習の時間等 の指導法及び生徒指導、教 育相談等に関する科目」「教 育実践に関する科目」につ いて、併せて中学 4 単位、高 校12単位以上修得	○ ○

※注一〇印の授業科目は C A P 制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数					合 計
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	教道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	
中学校教諭一種普通免許状	学士の学位を有すること	28単位	10単位	10単位	7単位	4単位	59単位
高等学校教諭一種普通免許状	学士の学位を有すること	24単位	10単位	8単位	5単位	12単位	59単位

【特記】中学校・高等学校教諭一種免許状〈保健体育〉取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の 1～4 に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法 2 単位 (本学開講科目: 「日本国憲法」〈2 年/2 単位〉)
2. 体育 2 単位 (前記の「教科に関する科目」の「体育実技」で履修した単位を充てる。)
3. 外国語コミュニケーション 2 単位 (本学開講科目: 「総合英語 A (含外国語コミュニケーション)」〈1 年/1 単位〉、「総合英語 B (含外国語コミュニケーション)」〈2 年/1 単位〉、「総合英語 C (含外国語コミュニケーション)」〈2 年/1 単位〉、「総合英語 D (含外国語コミュニケーション)」〈3 年/1 単位〉)
4. 情報機器の操作 2 単位 (本学開講科目: 「情報処理」〈1 年/2 単位〉)

別表第2（第3条2項「高等学校教諭」〈情報〉関係）

教職免許法施行規則 に定める科目区分			左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のため の履修科目の必修・選択区分	注
			授 業 科 目 名	履修年次及び単位数				
				学年	必修	選択		
② 教科及び 教科の指 導法に関 する科目	(1)教科 に関する専門 事項	(1) 情報社会・情報倫理	情報倫理 情報社会論 メディアとジャーナリズム	1 2 2	2 2		必修 必修 選択	
		(2) コンピュータ・情報処理 (実習を含む。)	コンピュータ概論 プログラミング演習（含実習） データ構造とアルゴリズム	1 2 2	2 2		必修 必修 選択	
		(3) 情報システム（実習を含 む。)	情報システム論 情報システム演習（含実習）	3 3		2 2	必修 必修	
		(4) 情報通信ネットワーク (実習を含む。)	情報通信ネットワーク論 情報通信ネットワーク演習（含実習）	2 3		2 2	必修 必修	
		(5) マルチメディア表現・マル チメディア技術（実習を 含む。)	メディア学概論 映像基礎演習（含実習） CG基礎演習（含実習） コンテンツ制作演習 メディア応用実習Ⅰ メディア応用実習Ⅱ	1 2 1 3 2 3	2 2 2		必修 必修 必修 選択 選択 選択	
		(6) 情報と職業	情報と職業	1	2		必修	
	(2) 各教科の指導法（情報通信技術 の活用を含む。)	情報科教育論Ⅰ 情報科教育論Ⅱ	3 3		2 2	必修 必修		
② 教育の基礎 的理解に関 する科目	(1) 教育の理念並びに教育に関する 歴史及び思想 2 単位	教育の基礎理論A	2		2	必修		
	(2) 教職の意義及び教員の役割・職 務内容（チーム学校運営への対応を 含む。) 2 単位	教職論A	1		2	必修	○	
	(3) 教育に関する社会的制度的又は 経営的事項（学校と地域との連携及 び学校安全への対応を含む。) 2 単位	教育の制度A	2		2	必修		
	(4) 幼児、児童及び生徒の心身の発 達及び学習の過程 2 単位	教育の心理	2		2	必修		
	(5) 特例の支援を必要とする幼児、 児童及び生徒の理解 2 単位	特別支援教育論（児童生徒）	3		2	必修		
	(6) 教育課程の意義及び編成の方法 （カリキュラム・マネジメントを含 む。) 2 単位	教育課程論	3		2	必修		
③ 道徳、総合 的な学習の 時間等の指 導法及び 生徒指導、 教育相談等 に関する科目	(1) 総合的な学習の時間の指導法 2 単位	「総合的な学習の時間」論	3		2	必修		
	(2) 特別活動の指導法 2 単位	特別活動論	2		2	必修	○	
	(3) 教育の方法及び技術（情報機器 及び教材の活用を含む。) 2 単位	教育方法論A（ICT活用含む）	3		2	必修		
	(4) 生徒指導の理論及び方法	生徒指導論A（含進路指導及びキャ リア教育の理論及び方法）	3		2	必修	○	
	(5) 進路指導及びキャリア教育の理 論及び方法 2 単位							
	(6) 教育相談（カウンセリングに関 する基礎的な知識を含む。) の理論 及び方法 2 単位	教育相談	2		2	必修		

教職免許法施行規則 に定める科目区分		左記に対応する本学開講科目				備 考 ※教育職員免許状取得のための 履修科目の必修・選択区分	注
		授 業 科 目 名	履修年次及び単位数				
			学年	必修	選択		
④教育実践に 関する科目	(1)教育実習 高校 3 単位	教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ 教育実習Ⅲ 教育実習Ⅳ	3・4 3 4 4		1 2 2 4	必修 事前事後指導 } 高校は 2 単位選択必修	○ ○ ○ ○
	(2)教職実践演習 2 単位	教職実践演習（中・高）	4		2	必修	○
⑤大学が独自に設定する科目		道徳教育論 教職総合演習	3 3		2 2	選択 「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した 「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上修得	○ ○
	高校12単位						

※注—○印の授業科目はC A P制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数					
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	教道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	合 計
高等学校教諭一種 普通免許状	学士の学位を有すること	24単位	10単位	8単位	5単位	12単位	59単位

【特記】中学校・高等学校教諭一種免許状〈情報〉取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位（本学開講科目：「日本国憲法」〈2年／2単位〉）
2. 体育2単位（前記の「教科に関する科目」の「体育実技」で履修した単位を充てる。）
3. 外国語コミュニケーション 2単位（本学開講科目：「総合英語A（含外国語コミュニケーション）」〈1年／1単位〉、「総合英語B（含外国語コミュニケーション）」〈2年／1単位〉、「総合英語C（含外国語コミュニケーション）」〈2年／1単位〉、「総合英語D（含外国語コミュニケーション）」〈3年／1単位〉）
4. 情報機器の操作2単位（本学開講科目：「情報処理」〈1年／2単位〉）

教育実習の履修許可基準に関する内規〈スポーツ情報マスメディア学科〉

(令和6年度入学生用)「24番代」

(趣旨)

第1条 教育実習の履修許可の基準は本内規の定めるところによる。

(教育実習Ⅰの履修許可条件)

第2条 教育実習Ⅰの履修許可の基準は、以下の各号に定めるところとする。

- (1) 教育実習Ⅰ(保健体育)は、原則として、前年度までに別表1に掲げる教職に関する科目から10単位以上を修得した者について履修を認める。
- (2) 教育実習Ⅰ(情報)は、原則として、前年度までに別表3に掲げる教職に関する科目から10単位以上を修得した者について履修を認める。
- 2 転入学及び編入学の学生については、前項にかかわらず、教育実習Ⅰの履修を認めることがある。
- 3 第1項の規程にかかわらず、教育実習Ⅰに関しては、修業年限内に2科目を超えて履修することは原則として認めない。

(教育実習Ⅲ、Ⅳの履修許可基準)

第3条 教育実習Ⅲ及び教育実習Ⅳは、以下の各号に定めるところとする。

- (1) 教育実習Ⅲ(保健体育)及び教育実習Ⅳ(保健体育)は、原則として、前年度において教育実習Ⅰを履修し、かつ別表1に掲げる教職に関する科目から24単位以上(うち保健体育科教育論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳを2単位以上含む)及び別表2に掲げる教科に関する科目から28単位以上を修得した者について履修を認める。
- (2) 教育実習Ⅲ(情報)及び教育実習Ⅳ(情報)は、原則として、前年度において教育実習Ⅰを履修し、かつ別表3に掲げる教職に関する科目から24単位以上(うち情報科教育論Ⅰ、Ⅱを2単位以上含む)及び別表4に掲げる教科に関する科目から24単位を修得した者について履修を認める。
- 2 前項にかかわらず、教育実習Ⅲ及び教育実習Ⅳを履修させるに不適格な者については、その履修を認めないことがある。

(科目等履修生に関する履修許可基準)

第4条 科目等履修生に関する教育実習の履修許可基準は、各教育職員免許状取得に必要な単位のうち、教育実習を除き、未修得の単位数が20単位以下であることとする。

(内規の改廃)

第5条 この内規は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が改廃する。

(附 則)

- 1 この内規は、平成19年度入学生から適用する。
- (附 則)
- 1 この内規は、平成23年度入学生から適用する。
- (附 則)
- 1 この内規は、平成30年度入学生から適用する。
- (附 則)
- 1 この内規は、平成31年度入学生から適用する。
- (附 則)
- 1 この内規は、令和6年度入学生から適用する。

別表 1 教職に関する科目（保健体育）

科 目 名	開講学年	単位数
教職論 A	1 年次	2
教育の基礎理論 A	2 年次	2
教育の制度 A	2 年次	2
教育の心理	2 年次	2
特別活動論	2 年次	2
教育相談	2 年次	2
保健体育科教育論 I	2 年次	2
生徒指導論 A（含進路指導及びキャリア教育の理論及び方法）	3 年次	2
道徳教育論	3 年次	2
教育課程論	3 年次	2
教育方法論（ICT活用含む）	3 年次	2
保健体育科教育論 II	3 年次	2
保健体育科教育論 III	3 年次	2
保健体育科教育論 IV	3 年次	2
特別支援教育論（児童生徒）	3 年次	2
「総合的な学習の時間」論	3 年次	2

別表 2 教科に関する科目（保健体育）

科 目 名	開講学年	単位数
専門基礎科目のうち 下記（備考）の実技科目	1 ～ 2 年次	9
体育原理	1 年次	2
スポーツ心理学	1 年次	2
スポーツ経営学	1 年次	2
スポーツ社会学	1 年次	2
スポーツ医学概論	1 年次	2
解剖・生理学	1 年次	2
運動生理学	2 年次	2
スポーツバイオメカニクス	2 年次	2
衛生・公衆衛生学	2 年次	2
運動学（含運動方法学）	2 年次	2
運動障害救急法（含実習）	2 年次	2
スポーツ史	3 年次	2
学校保健学	3 年次	2

備考）実技科目の種類

体カトレーニング、体操、陸上競技、器械運動、水泳、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、ラグビー、レクリエーション実技 I、テニス、バドミントン、卓球、ソフトボール、野球、柔道、剣道、ダンス I、海浜実習、スキー I、スケート、キャンプ、新体操

別表 3 教職に関する科目（情報）

科 目 名	開講学年	単位数
教職論 A	1 年次	2
教育の基礎理論 A	2 年次	2
教育の制度 A	2 年次	2
教育の心理	2 年次	2
特別活動論	2 年次	2
教育相談	2 年次	2
生徒指導論 A（含進路指導及びキャリア教育の理論及び方法）	3 年次	2
教育課程論	3 年次	2
教育方法論（ICT活用含む）	3 年次	2
情報科教育論 I	3 年次	2
情報科教育論 II	3 年次	2
特別支援教育論（児童生徒）	3 年次	2
「総合的な学習の時間」論	3 年次	2

別表 4 教科に関する科目（情報）

科 目 名	開講学年	単位数
情報倫理	1 年次	2
コンピュータ概論	1 年次	2
メディア学概論	1 年次	2
C G 基礎演習（含実習）	1 年次	2
情報と職業	1 年次	2
情報社会論	2 年次	2
プログラミング演習（含実習）	2 年次	2
情報通信ネットワーク論	2 年次	2
映像基礎演習（含実習）	2 年次	2
情報システム論	3 年次	2
情報システム演習（含実習）	3 年次	2
情報通信ネットワーク演習（含実習）	3 年次	2